

## ◇ 一般社団法人奈良県水泳連盟 定款 ◇

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人奈良県水泳連盟と称する。

#### (事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を奈良県天理市に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 当法人は、水泳界を統括し、代表する団体として水泳及び水泳競技（競泳、飛込、水球、アーティスティックスイミング、オープンウォータースイミング及び日本泳法をいう。以下、同じ。）の健全な普及・発展を図り、もって奈良県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

#### (事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 水泳競技に関する競技会の開催事業。
- (2) 水泳競技及びその競技会を成立させるための基礎条件の整備維持事業。
- (3) 水泳競技に関する国際競技大会等に対する代表参加者の選考及び派遣並びに外国からの選手等の招へい事業。
- (4) 水泳競技に関する競技力向上のための選手強化事業。
- (5) 水泳競技に関する競技力向上のための指導者育成事業。
- (6) 水泳及び水泳競技の普及事業。
- (7) 我が国古来の伝統的な泳法の研究並びにその保存及び紹介事業。
- (8) その他当法人の目的を達成するために必要な事業。

2 前項の事業は、奈良県において行うものとする。

#### (公告方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

### 第3章 社員

#### (法人の構成員)

第6条 当法人は、当法人の目的に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定により当法人の社員となった者をもって構成する。

#### (社員の資格取得)

第7条 当法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、会長の承認を受けなければならない。

#### (任意退社)

第8条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。ただし、1カ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

#### (除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

#### (社員資格の喪失)

第10条 前2項の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき。
- (2) 当該社員が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。

## 第4章 社員総会

### (構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

### (権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名。
- (2) 理事及び監事の選任又は解任。
- (3) 理事及び監事の報酬等の額。
- (4) 第32条第2号及び第3号の計算書類等の承認。
- (5) 定款の変更。
- (6) 解散
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項。

### (開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3カ月以内に開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催する。

### (招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

### (議長)

第15条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

### (議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

### (決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
  - (1) 社員の除名。
  - (2) 監事の解任。
  - (3) 定款の変更。
  - (4) 解散。
  - (5) その他法令で定められた事項。

### (議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

### (役員の設定)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上20名以内。
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうちから会長1名、副会長若干名、専務理事を選定する。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人の代表理事とし、副会長、専務理事をもって一般社団法人の業務執行理事とする。

### (役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

### (理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
  - 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は不在の時には、あらかじめ会長が示した順位によりその分担する業務執行を代行する。

(監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に就業する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期が満了する時までとする。
  - 3 理事又は監事は、第19条に定める員数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第25条 理事及び監事に対して、その職務遂行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

- 第26条 当法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第27条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 当法人の業務執行の決定。
  - (2) 理事の職務の執行の監督。
  - (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職。

(招集)

- 第28条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

- 第30条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

- 第31条 当法人の事業年度は、毎年3月1日に始まり翌年2月末日に終わる。

(事業報告及び決算)

- 第32条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
  - (2) 貸借対照表
  - (3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(余剰金の不分配)

第33条 当法人は、余剰金の分配を行わない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第35条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第36条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 附則

(最初の事業年度)

第37条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から令和3年2月28日までとする。

(設立時の社員)

第38条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、別紙の通りとする。

- 2 当法人の設立時代表理事の選定は、設立時理事の過半数をもって決定する。

※本定款は、設立日令和2年11月11日より施行する。